

平成 2 7 年
第 1 回東久留米市
総合教育会議議事録

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

東久留米市・東久留米市教育委員会

平成27年第1回東久留米市総合教育会議

平成27年4月30日午前10時00分開会
市役所7階 701会議室

- 議題 (1) 東久留米市総合教育会議運営要綱の制定について
(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けた論点整理について
(3) その他
-

出席者(6人)

市	長	並木克巳		
教	育	長	直原裕	
教	育	委	員	尾関謙一郎
				(教育長職務代理者)
教	育	委	員	矢部晶代
教	育	委	員	松本誠一
教	育	委	員	名取はにわ

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

企画経営室長	佐々木弘治
子ども家庭部長	西川昌彦
教育部長	師岡範昭
指導室長	加納一好
企画調整課長	森山義雄
教育総務課長	遠藤毅彦
学務課長	傳智則
生涯学習課長	市澤信明
図書館長	岡野知子
主幹・統括指導主事	富永大優

事務局職員出席者

庶務係長	鳥越富貴
------	------

傍聴者 22人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 並木市長 皆さん、おはようございます。ただ今より、第1回総合教育会議を開催します。本日は、教育長、教育委員の皆さん全員にお集まりいただいています。
-

◎傍聴の許可

- 並木市長 傍聴される方がお見えになっていますので許可したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは傍聴を許可します。暫時休憩します。

(休憩 午前10時01分)

(傍聴者入室)

(再開 午前10時03分)

休憩を閉じて再開します。ここで傍聴される方にお願ひがあります。傍聴していただくに当たりましては、お手元にお配りしている「教育委員会傍聴人規則」を準用させていただきますので、ご了承願ひます。

◎市長挨拶

- 並木市長 改めまして、皆さんおはようございます。本日は第1回総合教育会議に教育長、教育委員の皆様にご出席いただき、ありがとうございます。また、多くの傍聴の方にもおいでいただき、ありがとうございます。

この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、この4月1日から設置されたものです。会議に入る前に一言、皆様に申し上げます。

私は、昨年度に3回ほど、教育委員会の会議に出席させていただき、教育委員会の皆様とテーマを決めて意見交換を行ってきました。1回目は「児童・生徒の学力向上施策について」、2回目は昨年12月議会に上程し可決されました「いじめ防止対策推進条例」の前段の議論として「青少年の健全育成について」、そして3回目は本日の本題である「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定に向けての基本的な議論をさせていただきました。つまり、この総合教育会議を4月から開く前に、私は大綱の策定に向け、その重要な柱となるであろう二つのテーマを含め、既に教育委員会の皆様と十分な意見交換を行わせていただいていることとなります。

私は、大綱はできるだけ早く策定し、市の教育、学術、文化等の行政施策に反映させていく必要があると考えていますので、そのような考え方に立ち、早くから皆様との意見交換を行わせていただいたことは非常に良かったと考えています。ありがとうございます。

それでは日程により会議を進めます。なお、必要に応じて事務局職員が説明をする場合がありますのでご了承願ひます。

◎議題1 東久留米市総合教育会議運営要綱の制定について

- 並木市長 議題の第1「東久留米市総合教育会議運営要綱の制定について」に入ります。企画経営室長から説明をお願いします。

- 佐々木企画経営室長 企画経営室長の佐々木です。よろしく申し上げます。

東久留米市総合教育会議運営要綱の制定について説明します。お手元の資料1「地方教育

行政の組織及び運営に関する法律」第一条の四を抜粋したものをご覧ください。

このように、総合教育会議については法律上で規定があります。初めに、同法同条第1項で「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする」とされています。第2項は構成委員に関して、第3項、第4項は会議の招集に関して、第5項以下で、そのほか会議の運営に関しての規定があります。また、第9項で「前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める」とされています。

次に、資料2「東久留米市総合教育会議運営要綱（案）」をご覧ください。法律上の規定を踏まえ内容を整理したものです。第1条で要綱の趣旨を定め、第2項以下で運営に関して規定しています。第2条は招集に関して、第3条で会議の主宰、第4条で合意事項の執行に関して既定しています。第5条では会議の公開に関してで、会議は公開が原則ですが非公開とすることもできるとしています。第6条は傍聴に関して、その手続等は教育委員会の例によっています。なお、本日の総合教育会議も教育委員会の例により進めさせていただいています。「東久留米市教育委員会傍聴人規則」の内容は資料のとおりです。第7条は議事録に関して、第8条では事務執行に関して規定しています。総合教育会議の設置に関する事務は市長部局である企画経営室企画調整課で処理するものですが、総合教育会議の開催、協議題の調整等運営に関しては地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会と協議し、これにより補助執行として教育部教育総務課で処理するとしています。

以上、東久留米市総合教育会議運営要綱（案）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

- 並木市長 以上で説明を終了します。この件について何かございますか。特になければ、ご了解いただいたということで、今後はこの要綱により運営させていただきます。

◎議題2 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けた論点整理について

- 並木市長 議題2「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けた論点整理」に入ります。基本方針の構成について私から説明し、ご意見をいただければと思います。これまでの教育委員会との意見交換を踏まえ、大綱策定に向けて検討すべき論点を以下のように整理しました。

先ず全体の構成ですが、大綱の基本方針と、それに基づく基本施策による構成を考えています。基本方針には、「人権尊重と健やかな心と体の育成」「確かな学力の育成」「信頼される学校づくり」「生涯学習社会の構築」「子ども子育て支援」の五つの柱を考えています。基本施策については、教育委員会が昨年8月に策定されました「東久留米市教育振興基本計画」に盛り込まれた基本施策をベースとしています。それでは、全体の構成についてご意見をいただければと思います。教育長いかがでしょうか。

- 直原教育長 市長からお話がありました基本施策の五つのうち、1から4については、昨年、教育委員会で決定しました「東久留米市教育振興基本計画」の柱立てを、多少表現の違いはありますが、踏襲されていると理解しています。最後の5番目に、「子ども子育ての支援」が挙げられています。これは教育行政ではなく、市長部局による子ども子育てに関する施策になります。しかし、対象は同じ子どもですので、市長と教育委員会が連携を取って行政を進めていく上で、大綱の中に「子ども子育ての支援」が入るのはよく理解できるところです。

そういう意味で、この構成については基本的には了解しています。

○並木市長 それでは全体の構成についてはご了解いただけたものとします。

続いて、それぞれの基本方針と基本施策につけ加えたいこと、また、強調したいことについて、私の考えを述べさせていただきます。その後、委員からご意見をいただければと思います。

1点目の「人権尊重と健やかな心と体の育成」についてですが、次の点を加え、強調していきたいと考えています。まずは、「いじめ」が命と人格の尊厳にかかわる問題であることから、本市のいじめ防止対策推進条例を踏まえ、子どもに対する「いじめ防止教育の推進」を強調したいと考えています。続いて、「防災教育の推進」を社会参加や社会貢献の観点から取り上げたらどうかと考えています。続いて、現在、2020東京オリンピック・パラリンピックに向け重要な時期にあることから、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」を、国際理解や国際親善、人権の尊重の観点から強調したらどうかと考えています。続いて、道徳の教科化が進められていることは承知していますが、公共的な精神、支え合いの精神を身につけさせるためにも、「道徳教育の充実」を強調していきたいと考えています。

委員からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○名取委員 人権尊重教育を最初に掲げていただいたことを大変評価します。国際化や情報化、さらに少子高齢化が進展し、今まで思いもよらなかった新たな人権問題が生じています。子どもに係るいじめや体罰についても、まさしく人権問題です。こうした問題を解決するためにも「人権尊重の教育の推進」は大変重要ですので、まずは「人権尊重」と書いていただきましたことを評価します。

○尾関委員 「人権尊重」と「いじめ問題」は大きく結びつくものです。「人権尊重」の理念を社会全体が共有していかないと、いじめ問題は解決しないと思います。本市ではいじめ防止対策推進条例を策定していますから、ここを強調していただければ、いじめ問題は学校だけではなく、市全体で取り組んでいくんだという意識を持てると思います。条例や基本方針をつくるだけでは魂が入っていきませんから、強調していただけるのは良いと思います。

数人で一人をいじめる例が多くありますが、それは人の道に外れるということが意識されていけば、道徳の教科書の内容と結びついていくと思います。道徳に教科書を使用していくことを盛り込んだ答申が公表されているわけですが、教育委員会としても、学校現場での指導内容や評価方法を検討していかなければいけないとも思っています。社会全体で健全な社会を保っていくという意味から、「道徳」の重要性についてきちんと学校に理解してもらうことも必要だと思っています。そういう意味で、最初に人権問題を入れていただいたことはとても評価したいと思っています。

○松本委員 防災教育について伺います。市長から、防災教育を社会参加や社会貢献の観点から取り上げたいという話がありました。私もぜひそうしていただきたいと思っています。4年前の大震災を経験して、人を思いやる心や公共的な精神、そして支え合いの精神を改めて感じさせられたわけですが、災害が起こってからではなく、常日ごろからそういう思いを持っていなければいけないと思います。そういう思いやりの心を育（はぐく）む学習の一つとして、防災教育はとても良いと思います。

各学校は災害時の避難場所となっています。大震災の時にもそうでしたが、平日の昼間に市内にいるのは子どもとお年寄りが多くなりますから、中学生が活躍できると思うのです。中学生になれば体格的にも大人とほとんど変わりありません。中学生や高校生が大きな力となって災害時に働いてくれると思います。各学校でも防災訓練をやっていますし、市でも来

月23日には梅雨や台風の大雨に備える水防訓練が、10月4日には滝山グラウンドで、総合防災訓練が行われると聞いています。中学生にもぜひ参加してもらって、災害時の防災に対する知識や技能をしっかりと学んで、大きな力になってもらいたいと思います。併せて、そこに参加することによって、思いやりの心や公共心も育んでくれたら素晴らしいと思っています。

○並木市長 それぞれ貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

続いて、「確かな学力の育成」に入ります。「確かな学力の育成」については次の点を加えたり、強調していきたいと考えています。後ほどご意見をいただければと思います。

先ず、「基礎的、基本的な学力の定着」「思考力・判断力・表現力の育成」「グローバル社会で活躍できる人間の育成」「地域社会の活性化に貢献できる人間の育成」という四つの柱で構成したらどうかと考えています。

昨年、学力向上について教育委員の皆さんと意見交換をした時に、「義務教育では、社会に出て自立して生きていくために必要となる学力を身につけさせることが目的であること。基礎的な知識だけでなくそれを活用するための思考力、判断力、表現力を育成しなければならない」、という話を伺いました。そのことから、先ずは基礎的、基本的な学力の定着と、思考力、判断力、表現力の育成を柱としました。

続いて、「グローバル化に積極的に対応できる人間を育てること」がわが国の発展にとって必須であることから、また、東久留米を支え、発展させる人間を育てることも学校教育の目的の一つでありますから、グローバル社会で活躍できる人間の育成、地域社会の活性化に貢献できる人間の育成を強調していきたいと考えています。さらに、日本の伝統や文化を大切にしながら国際感覚を身につけ、日本人としてのアイデンティティ、誇り等の伸長をさせていきたいと考えています。

これらのことをつけ加え、強調していきたいと考えています、委員のご意見をいただければと思います。

○名取委員 国際的に活躍することはとても大事なことです、そのためには自分の考えを主張できて、相手の意見をよく聞いて、自分の意見と相手の意見の良いところをうまく取り入れ、それを提言することによって、国際社会のさまざまな考え方をまとめることができると思います。それには、先ず、日本の歴史や社会、文化を知ることが大事です。言うならば、自らのアイデンティティを確立することが必要なのです。アイデンティティがしっかりしていることによって初めて自らの考えをまとめ、発信することができます。市長が言われたように、日本の伝統や文化を大切にしながら国際感覚を身につけることはとても大事なことだと思います。

○矢部委員 本市では市、都、国による学力の調査結果を学校ごとに公表しています。単純に平均を比較するのではなく、本市の教育委員会の方針として、「どういう取り組みが、どういう伸びにつながったか」をしっかりと見るための公表と考えて実施しています。その学力の伸びを見ますと、小学校の高学年から中学校にかけて大きく伸びていることが、これは前回の資料でもご覧いただいたと思いますが、分かります。学校の努力が実を結んできていると思っています。その例としては、分かる授業を目指した授業改善の研究や補習教室、また、今年度から全校展開になる子供土曜塾など、手厚い、一人一人への働きかけが実を結んできたのではないかと感じています。こういったことで、学習が苦手な子どもたちに基礎、基本を定着させるということでは一定の成果が上がっていると考えています。学校には、まだまだ学力の伸びしろのある生徒はたくさんいます。学習が得意である子、もっと知りたい、も

っと勉強したいと思っている子どもがたくさんいます。本市の教育振興基本計画でも、子ども一人一人への幅広い知識と教養、技術の習得をうたっていますので、ぜひ全ての子どもたちが楽しく学べることをテーマに書いていただけるとありがたいと考えています。

○並木市長 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

次に、「信頼される学校づくり」に入ります。次の点を加えたり、強調したいと考えています。後ほどご意見をいただければと思っています。

先ず1点目ですが、校長の学校経営において、外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることの重要性を強調したいと考えています。続いて、地域の力を学校に生かすだけでなく、「学校開放」などで学校が地域に開かれて、学校と地域の連携がより深まることを述べていきたいと考えています。続いて、発達障害があり、特別な支援の必要な子どもが、在籍校で専門的な教育を受けられる特別支援教室を全小学校に順次導入していくことを述べたいと考えています。続いて、災害時の対応など、子どもが安心して通学できるように、学校の危機管理体制を万全にすることを述べたいと考えています。続いて、学校の授業時間での学習活動や文化・スポーツ活動を補完する「放課後子供教室」を小学校に順次導入していくことを述べたいと考えています。続いて、「教科書採択」についてですが、教育指導上極めて重要な役割を果たす教科書を、教育委員会の権限と責任において適正かつ公正に採択するとともに、その結果と採択理由について明らかにすることを述べたいと思っています。続いて、小・中学校の適正規模・適正配置を、教育的な視点から、保護者や地域の理解を得ながら進めていくことを述べたいと考えています。以上の点を追加し、強調していきたいと考えています。委員のご意見をいただければと思います。

○矢部委員 外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れるというお考えは、非常に素晴らしいと思っています。今でも、学校にはゲストティーチャーという形で外部のさまざまな方が指導しに来てくださっていますが、本市の場合は都心部に比べると企業等も少ないことから、学校もゲストティーチャーをお呼びするのに苦労していると聞いています。市長にはお力を発揮していただいて、東久留米の学校にも素晴らしい外部の指導員を呼んでいただき、良い教育が行われるといいなと考えています。

また、「地域との連携」ということですが、私は保護者の立場でこの場に座らせていただいていますので、子どもが当時通っていた第九小学校では、今も保護者や地域の活動として、ボランティアなどに携わらせていただいています。ほかの学校にもさまざまな形で、地域の方がサポートするシステムはあると聞いています。実際に自分がかかわっている第九小学校の例を挙げますと、保護者、OB、また、地域の高齢者の方がボランティア組織に参加されていて、授業の手伝いまたは1年生の入学当初の登下校の見守り、また、給食に慣れるまでの給食当番の支援など、非常に細かいところにまで協力してくださっています。そのように学校にかかわることで学校への理解も進みますし、また、学校も地域の方とつながりやすくなると感じています。ぜひ、このような相互理解にもつながる地域との連携を深めていただき、子どもは地域の力で育ててもらえるのだということを、若いお母さんたちにも感じてもらえるような施策は大事だと思います。

○名取委員 東京都が「特別支援教室の導入ガイドライン」を公表しました。その中で、通常学級には特別な支援が必要とされながらも、支援を受けられない子どもがまだ大勢いるとありました。ガイドラインに沿って、順次、全ての学校に特別支援教室が設置されれば、もっと多くの子どもたちが特別な支援を受けることができるということを含め、このガイドラインについては保護者に丁寧な説明をして、保護者の理解を得ながら、特別支援教室の設置を

進めていただきたいと思います。

- 尾関委員 「教科書採択」は教育委員会の専権事項であり、学校の設置や統廃合も教育委員会の所管ですが、いずれも市長部局と連携を取りながら進めていかなければならないことですので、「大綱」に書かれるのはもっともであると思っています。特に、「教科書の採択」については学校の意見や市民の方の意見なども反映しながら、その採択の状況をきちんと公開していくことが重要だと思っていますので、そのように書かれるのは非常に結構だと思っています。

学校の適正規模や適正配置についても、保護者や市民の方にとってはどういう方向性で進められていくのかが一番の関心事ではないかと思っています。教育委員会が自らこの方向性を示していかなければなりませんので、責任を重く感じています。「大綱」に書かれることは非常に前向きなことで、評価できるとしています。

- 矢部委員 「安心して子どもが学べる教育環境の整備・充実」というのは、教育振興基本計画でも取り上げています。「学校の設備、教育環境の充実」については教育委員会がいろいろ考えても、市全体の構想の中に取り込まなければ実施できないことでもありますので、このあたりは「大綱」の中で、市長の強いリーダーシップを発揮していただければと思います。

- 並木市長 貴重なご意見をいただきました。また、各学校の実例も踏まえ、外部との関係に努めている話も伺えました。教科書採択並びに学校規模の適正化に関しては、本当に教育環境に大きな影響を与えることですから、教育委員会として十分責任を持っていただきたいと思います。市長部局と教育委員会がしっかり協議し、連携が図れるものと思っています。

次に、「生涯学習社会の構築」に入ります。「生涯学習社会の構築」については、少子高齢化の進む地域社会において、その活力の維持と発展にとって極めて大切であると述べていきたいと考えています。学校で学んだことを学校だけで終わらせず、卒業しても学び続ける素地にして、学び続ける態度を身につけてほしいと考えています。そのことが地域の文化の発展に寄与することになると考えています。ご意見等があればよろしくお願いします。

- 松本委員 高齢化が進んでいく中、本市もそうですが、「生涯学習社会の構築」は重要施策の一つだと思います。義務教育の9年間で、生涯にわたって学び続ける力を身につけ、それぞれの人生を歩み始めるわけですが、人生のステージの中で、また学びたいと思ったときにいろいろなメニューが用意されていることが大事だと思います。そのメニューの一つに、この5年間は「オリンピック・パラリンピック教育」を加えてはいかがでしょうか。オリンピック・パラリンピック教育については、最初の項目である「人権尊重と健やかな心と体の育成」の中で強調するというお話しでしたが、子どもたちへのオリンピック・パラリンピック教育も大事ではありますが、市民の間でもオリンピック・パラリンピックの開催機運を高めていくことが大切だと思います。本市においても、昨年12月にはスポーツセンターに、前回の1964年の東京オリンピックで活躍された選手をお招きし、水泳指導や講演会を開催してもらいました。このように、生涯学習の観点からも、オリンピック・パラリンピック教育を取り上げていただきたいと思います。

- 名取委員 図書館について申し上げたいと思います。本市の図書館は、先ごろ、中央図書館が文部科学大臣から子ども読書活動で表彰され、本当にうれしく思っています。子どもの時から、さらに、学校を卒業して社会人になっても、図書館は生涯教育にとって大事なところ。図書館サービスの充実については今後ともよろしくお願いします。

○尾関委員 一方的に市が準備したものを教えるということだけではなく、市民の中で教えたり教えられたりと、互いに学び合っていくことが重要だと思います。そういう場をつくっていくことも、何らかの形で盛り込んでいただければと思います。

また、地域全体で今までやってきたこと、スポーツでも何でも結構ですが、それを還元していくことも生涯学習の一つだと思います。

○矢部委員 名取委員のご発言に関連してなのですが、「確かな学力の育成」のところでも市長が、東久留米を支え、発展させる人間の育成ということをうたっておられますので、東久留米をよりよく知る機会があることが大事だと思います。図書館事業の中では地域の資料の再編成を行っており、きちんとそろえたり保管したりという事業に力を入れています。また、文化財等の展示も行っていますので、多くの市民が見て、手にされて、東久留米をより深く理解できるような考えが広まると良いと考えています。子どもたちへの教育もそうですが、大人になってからでも東久留米を支え、発展させる人間になっていけるような考えを入れていただけると良いと思います。

○並木市長 たくさんの貴重なご意見をいただきました。生涯学習というのは年代を重ねて多くの方が学び続けられる環境ということですから、今、委員の皆さんが言われたことも踏まえ、検討していきたいと考えています。

続いて、「子ども子育ての支援」に入ります。「子ども子育ての支援」では誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身も伸び伸びと健やかに成長することができる環境づくりを進めることなど、市長部局が所管する子ども子育て施策についての基本方針を述べます。ご意見等をいただければと思います。

○矢部委員 2月の教育委員会の中の意見交換会の場で、子育てに関するさまざまな施策を進めるためには、教育委員会と市長部局の連携が大切であると私は述べさせていただき、市長にもご賛同をいただきました。市長の3月の所信表明の中でも、「子育てしやすいまちに」というところで、「これからさまざまな課題はあるが、子ども子育て会議の動向を見守りながら推進していきたい」という考えを述べられています。この「大綱」というのは非常に大きな方針になりますので、細かな施策までを述べることはできないと思いますが、子ども子育ての支援についての項目を盛り込むことで、教育委員会と市長部局の連携が密になり、より、それぞれの施策を効果的に推進することができるようになるのではないかと考えています。実際に学校一つとっても敷地内には子ども家庭部所管の学童保育があり、学校の近くには児童館もあります。保育園で育っている子どもたちも小学校に入ってきます。そういった形での連携がとても大事だと思いますので、大きなお考えの段階で結構ですので、盛り込んでいただけるとありがたいです。

○尾関委員 子育ての問題は、まさに、文部科学省と厚生労働省の縦割り行政が弊害として出ている問題であろうと思っています。本市においてはその壁を取り払って、これまで以上に連携を密にしていくという意識が表れたと思っています。書くだけではなく、市と教育委員会全体にその意識を共有していくためにも、市長にイニシアチブ取っていただきたいと思っています。

○並木市長 貴重なご意見をいただきました。子育て支援は切れ目がないわけですから、そういったことでは今後も情報を共有していく中で連携が強化できるのではないかと期待しています。各委員からいただいたご意見を参考にしながら検討を進めていきます。

以上で、大綱策定に向けての論点整理ができたと考えていますが、ここまでの議論を通して何かありますか。

○直原教育長 今日第1回の総合教育会議ということで、市長とは昨年度に3回、教育委員会にお招きするという形で意見交換を重ねてきましたが、今日は新しい制度の枠組みである、「総合教育会議」として議論することができました。

教育行政については教育委員会がもちろん責任を負っているのですが、市長は選挙で市民から選ばれた方であり、私どもとはまた異なるさまざまな場面で、市民の皆さんからの教育についての要望、願い、夢、期待などの声をお聞きしていると思います。市長の「本市の教育行政はこうしていきたい」という強い思いを感じ、今日の会議でも各委員からさまざまなご意見が出たのだと思います。

今回の法改正で引き続き教育委員会は執行機関として残り、私どもは政治的な中立性を維持しながら進めていくわけですが、今日こうして市長が受けとめられている市民の声を論点整理という形で議論することができたことは、有意義だったと思っています。これから市長は、今日の論点整理を踏まえて教育に関する大綱を策定されることとなりますが、それを私どもはしっかり受けとめ、教育委員会としての責任を果たしていきたいと改めて考えました。

○並木市長 ありがとうございます。教育長からこの法改正の趣旨も含め、行政と教育委員会とのかかわり方ということで、ご説明いただきました。本当にそのとおりでと思っていますし、法改正の中で市長としての責任の重さ、また、教育委員会とこれから前に進めていくための協議や調整の重要性も改めて認識いたしました。その中で「大綱」をつくっていくこととなります。

私は市長として、地域性も生かしながら、東久留米の子どもたちの教育環境の整備を進めていきますが、これは大変重要な課題であると思っています。そのような意味で、昨年度から皆様の協力を得まして意見交換をさせていただいたことは本当にありがたいことでありましたし、有意義であったと思っています。市長として、また市民の皆様の負託を得ている責任ある立場として、教育委員の皆様とますます連携を強化していきたいと思っています。

今日は大変貴重なご意見をいただきました。参考にさせていただいて「大綱」の案文をつくり、次回の総合教育会議でお示しするように準備をしていきます。

以上で、大綱についての論点整理を終了します。

◎議題3 その他

○並木市長 議題3に入ります。皆様からお伝えいただくことがあればお願いします。

なければ、私から次回の日程について、協議させていただきます。大綱案をまとめる期間を少しいただきますので、5月14日木曜日の午前中に、2回目の総合教育会議を開催したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように予定させていただきます。

◎閉会の宣告

○並木市長 以上で本日の会議を終了します。ありがとうございます。

(閉会 午前10時58分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

市 長

教 育 長